

生産性向上を目的とした事務作業等のデジタル技術活用に係る設備導入等に要する経費の一部を助成します。

令和4年度デジタル技術活用推進助成

助成額 最大 **80万円** (助成率 2/3)

申請(募集)期間 令和4年5月9日(月)～
令和5年2月28日(火)

※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。
※予算額に達した場合、募集を終了します。

助成対象者

中小企業基本法に規定する中小製造事業者または中小情報通信事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
(登記簿謄本または開業届等で品川区の住所が確認できること。)
 - (2) 法人事業税および法人都民税(個人の場合は個人事業税および住民税)等を滞納していないこと。
 - (3) 品川区および他の公的機関から同一テーマで助成金等を受けていないこと。
 - (4) 令和4年度品川区DX推進助成事業の助成対象となっていないこと。等
- ※ 上記以外にも申請要件がございますので、申請前に必ず募集要項をご確認ください。

助成対象事業

次に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 自社内における事務作業工程等の一環で、一部もしくは全行程の生産性向上を目的としたバックオフィスのデジタル化に係るソフトウェア導入事業
- (2) 導入設備等が下記のいずれかに該当し、製造業または情報通信業を営むうえで主にバックオフィスで活用するもの。

ソフトウェア	①自動化・効率化ツール(RPAソフト等) ②AIシステム
--------	---------------------------------

- (3) 現在の状況から改善が見込まれ、省力化の効果が示せるもの。
- (4) 導入設備等のうち既製品については、過去5年以内に発売ないしはバージョンアップがなされた製品であること。
- (5) 令和4年4月以降初めて導入し、申請年度中(令和4年4月1日から令和5年3月31日)に導入・稼働および経費支払いが完了するもの。(既存ソフトウェアの更新・バージョンアップ等、買い替えは対象外。)

助成対象経費

- (1) ソフトウェアシステムの購入経費および借用経費。(借用費は、申請年度に初めて導入したもの、かつ、経費の対象期間が申請年度のものに限る。)
- (2) ソフトウェアシステムの設定・調整に要する経費。
- (3) 技術指導の受入に要する経費、トレーニング経費。(原則として、対象経費の20%まで。)

申請方法

オンラインでの申請手続きとなります。

申請方法等、詳しくは品川区商業・ものづくり課ホームページ

「DX・デジタル技術活用推進事業専用HP」の「募集要項」をご覧ください。

<https://www.shinagawa-dx-digital.com/>

※上記内容はあくまで概要です。申請前に必ず「募集要項」をご確認ください。



【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338